

平成27年4月1日実施



有田町で「新しい生活」を
始めてみませんか

定住奨励金とは

定住奨励金とは、有田町に定住される方が将来にわたって安心して暮らせるよう新築住宅を取得された方に奨励金を交付するものです。



有田町定住奨励金のご案内



手続きの流れ

新築住宅建築完了
土地・建物の登記完了
居住開始

事前相談

必要書類の準備

交付申請

交付決定

奨励金の請求

奨励金受取り

有田町定住奨励金のご案内

定住奨励金とは、有田町に定住される方が将来にわたって安心して暮らせるよう新築住宅を取得された方に奨励金を交付するものです。奨励金には、転入の促進を図る「転入奨励金」と転出の抑制を図る「持家奨励金」の2つがあります。

転入奨励金

町外に居住されている方が、有田町内に定住を目的として新築住宅を取得され、居住を始められた場合に奨励金を交付します。

- 対象者……町外に5年以上居住され、転入される方
- 奨励金額…100万円
- 加算金……30万円(町内建築業者による建築の場合)
想定世帯…長期に有田を離れている方
一度も有田に居住したことがない方

持家奨励金

町外または町内に居住されている方が、有田町内に定住を目的として新築住宅を取得され、居住を始められた場合に奨励金を交付します。

- 対象者……町外に5年未満居住され、転入される方
町内に居住されている方
(ただし、現に自己の住宅を取得されている方は対象となりません)
- 奨励金額…40万円
- 加算金……30万円(町内建築業者による建築の場合)
想定世帯…短期に有田を離れている方
町内のアパート等に居住されている方

※町内建築業者とは、有田町に本店または営業所等(町内で5年以上の営業を行っていること)を有する建築業者となります。

※公共事業により住宅にかかる補償費がある場合は、奨励金が減額となります。

注意事項

定住奨励金は、一時所得になりますので、所得税の確定申告が必要となります。

平成27年4月1日実施

対象条件

- 税金等の未納がない方
- 5年以上居住する意思がある方
- 一度もこの奨励金を利用したことがない方

対象条件

1戸建ての新築住宅

(併用住宅については、居住部分のみ対象)

※住宅には、玄関、台所、居間、浴室、便所があり、合計床面積が50㎡を超え、取得価格が500万円以上のものとなります。

実施期間

実施期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間限定です。

申請に必要なもの

申請には、定住奨励金交付申請書の他に世帯全員の住民票、建物に係る契約書や土地・建物の登記事項証明書の写しなどが必要となります。

※申請者(奨励金を受ける方)は、住宅の登記名義人となります。

なお、共有名義の場合は、持分の多い方を代表者とします。

【添付書類】

- (1) 住民票謄本(世帯全員)
- (2) 戸籍附票又は5年間の住所地を確認できる書類
- (3) 市町村納税証明書(様式:有田町提供又は他市町村様式)
※市町村民税、固定資産税、国民健康保険税、
介護保険料後期高齢者医療保険料の未納が確認できるもの。
- (4) 位置図(付近見取図)及び各階平面図の写し
- (5) 土地及び建物の登記事項証明書の写し
- (6) 請負契約書又は売買契約書の写し
- (7) 誓約書(様式:有田町提供)

申請期間

住宅取得の日から6箇月以内

※住宅の建物表題および所有権保存登記が完了し、居住開始後の申請となります。



有田町定住促進制度のQ & A

- Q. 既存住宅の増築や内部の改装は、対象になりますか？
A. 奨励金の対象は、住宅を新築により取得された場合に限りですので、既存住宅の増築や内部の改装は対象となりません。
- Q. 中古住宅を取得してリフォーム等を行い、転入した場合は対象になりますか？
A. 奨励金の対象は、住宅を新築により取得された場合に限りですので、中古住宅を取得して転入した場合は対象とはなりません。
- Q. 店舗との併用住宅を建築した場合は対象になりますか？
A. 店舗との併用住宅も奨励金の申請対象となりますが、居住部分の合計床面積が50平米以上で取得価格が500万円以上の建物が対象となります。なお居住部分には居室のほか台所、浴室、便所、玄関を備える必要があります。
- Q. 同一敷地内に既存住宅とは別に新しく子どもが住宅を新築することになりましたが、対象になりますか？
A. 現に町内に住宅を取得されていない方の新たな取得は対象になります。
- Q. アパートを建築したのですが、対象となりますか？
A. 一戸建て住宅が対象になりますので、アパートは対象となりません。
- Q. 居住して1年後に転出することになった場合、奨励金を返還することになりますか？
A. 奨励金は有田町への定住を目的としていますので、既に支給を受けた奨励金については、居住年数に応じて返還していただくことになります。
- Q. 現在、町内のアパートに住んでいますが、新しく住宅を取得して、転居した場合は対象になりますか？
A. 町内に居住されている方で現に住宅を取得されていない場合は対象となります。

申請をお考えの方は、事前にご相談ください

有田町役場・まちづくり課

〒849-4192 佐賀県西松浦郡有田町立部乙2202

TEL 0955-46-2990・FAX 0955-46-2100

E-mail machidukuri@town.arita.lg.jp

URL <http://www.town.arita.lg.jp/>

※定住奨励金のページから申請書のダウンロードができます。

※定住奨励金のページをインターネットで検索

有田町定住

検索

